（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３社の組合せとする。

①　九州地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

②　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

③　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑵　構成員の技術的要件　特定建設工事共同企業体の構成員は、平成27年10月23日において次の条件を満たすものとする。

①　特定建設工事共同企業体のすべての構成員は、平成13年度以降に、元請けとして次に掲げるア）～ウ）の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）但し、ア）～ウ）は同一工事とする。

ア）ＮＡＴＭによるトンネル内空断面積が（覆工後の内空断面積）80㎡以上であること。（トンネル内空断面積（覆工後の内空断面）80㎡以上の施工実績は、非常駐車帯部を除く。）

イ）施工延長が500m以上であること。

ウ）土被りが（坑口部を除く）20m以内であること。※坑口部とは「道路トンネル技術基準（構造編）・同解説」でいう土被りが２Ｄ（Ｄは掘削幅）の範囲とする。

なお、当該実績が地方整備局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が入札説明書に示す点数未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

②　建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③　建設業法の土木工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有するものであって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書㈱」を準用するものとする。

8　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記７⑴①の認定（上記７⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も上記５及び６により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、上記７⑴①の認定を受けていない構成員が上記７⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了しない場合は、競争に参加できないことがある。

9　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格確認通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「大分212号三光第１号トンネル新設工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事にかかる競争に特定建設工事共同企業体として参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加者資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

岩国飛行場（H27）低層住宅（１～17工区）新設機械工事外１件に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

本公告に記載の工事は、競争参加資格審査申請書を共通化できる２件の工事を対象に、一括して公示し、資格審査を実施する試行工事です。

なお、工事ごとに構成員の異なる組合せによる特定建設工事共同企業体を結成することは認められません。

平成 27 年 9 月 18 日

支出負担行為担当官

中国四国防衛局長　芹澤　　清

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　34

1　工事名

①　岩国飛行場（H27）低層住宅（１～17工区）新設機械工事

②　岩国飛行場（H27）低層住宅（18～22工区）新設機械工事

2　工事場所　①～②山口県岩国市（米軍岩国基地内）

3　工事概要

①・低層住宅（戸建）新設　鉄筋コンクリート造平屋建て　延べ面積　約150㎡×２棟

・低層住宅（２戸連）新設　プレキャストコンクリート造（一部鉄筋コンクリート造）２階建て　延べ面積　約290㎡×56棟

・低層住宅（２戸連）新設　プレキャストコンクリート造（一部鉄筋コンクリート造）２階建て　延べ面積　約310㎡×４棟

・低層住宅（４戸連）新設　鉄筋コンクリート造２階建て　延べ面積　約580㎡×１棟

・低層住宅（５戸連）新設　プレキャストコンクリート造（一部鉄筋コンクリート造）３階建て　延べ面積　約720㎡×２棟

・低層住宅（６戸連）新設　プレキャストコンクリート造（一部鉄筋コンクリート造）３階建て　延べ面積　約870㎡×４棟

上記の附帯機械設備工事一式

②・低層住宅（２戸連）新設　プレキャストコンクリート造（一部鉄筋コンクリート造）２階建　延べ面積　約290㎡×18棟

・低層住宅（４戸連）新設　プレキャストコンクリート造（一部鉄筋コンクリート造）３階建　延べ面積　約580㎡×２棟

・低層住宅（５戸連）新設　プレキャストコンクリート造（一部鉄筋コンクリート造）３階建　延べ面積　約720㎡×２棟

・低層住宅（６戸連）新設　プレキャストコンクリート造（一部鉄筋コンクリート造）３階建　延べ面積　約870㎡×10棟

・低層住宅（８戸連）新設　プレキャストコンクリート造（一部鉄筋コンクリート造）３階建　延べ面積　約1,200㎡×３棟

上記の附帯機械設備工事一式

4　工期　①～②平成29年５月31日まで。

5　競争参加資格審査申請書の交付

⑴　交付期間　平成27年９月18日から同年12月８日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

⑵　交付場所　〒730―0012 広島県広島市中区上八丁堀６―30　中国四国防衛局総務部契約課　電話082―223―7233（内線554）

⑶　その他　特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。